

岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱

(住宅用太陽光発電設備、住宅用定置用リチウムイオン蓄電システム、住宅用エネルギーマネジメントシステム、住宅用コージェネレーションシステム、住宅用高効率空調機器、住宅用高効率給湯機器、事業者用太陽光発電設備、事業者用定置用リチウムイオン蓄電システム及び事業者用高効率空調機器に対する補助)

(通則)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号。以下「再エネ推進交付金要綱」という。）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和6年2月13日付け環地域事発第2402131号。以下「GX要綱」という。）に基づき岡崎市が岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、再エネ推進交付金要綱及びGX要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、岡崎市脱炭素先行地域づくり事業の範囲（図1参照。以下「事業範囲」という。）に、次条に規定する地球温暖化対策設備（以下「対象設備」という。）を設置しようとする個人又は事業者に対して、予算の範囲内において、対象設備の設置に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の一部を補助することによって岡崎市脱炭素先行地域づくり事業を達成し、ゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的として交付する。

(対象設備)

第3条 補助金交付の対象となる対象設備は、次の各号に掲げるものとし、別表1に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「再エネ推進交付金実施要領」という。)別紙1中2ア(ア)に定める交付要件を満たす住宅用太陽光発電設備（以下「住宅用太陽光発電設備」という。）
- (2) 再エネ推進交付金実施要領別紙1中2イ(エ)に定める交付要件を満たす住宅用定置用リチウムイオン蓄電システム(以下「住宅用蓄電システム」とい

- う。)
- (3) 特定地域脱炭素移行加速化交付金実施要領(令和6年2月13日環地域事発第2402131号。以下「GX実施要領」という。)別紙2中イ(エ)に定める交付要件を満たす住宅用エネルギーマネジメントシステム(以下「住宅用エネマネシステム」という。)
 - (4) 再エネ推進交付金実施要領別紙1中2ウ(テ)に定める交付要件を満たし、国が実施する導入支援に係る補助事業を行う者が指定している住宅用コージェネレーションシステム(以下「住宅用エネファーム」という。)
 - (5) 再エネ推進交付金実施要領別紙1中2ウ(テ)に定める交付要件を満たす住宅用高効率空調機器(以下「住宅用高効率空調」という。)
 - (6) 再エネ推進交付金実施要領別紙1中2ウ(テ)に定める交付要件を満たす住宅用高効率給湯器(以下「住宅用高効率給湯」という。)
 - (7) 再エネ推進交付金実施要領別紙1中2ア(ア)に定める交付要件を満たす事業者用太陽光発電設備(以下「事業者用太陽光発電設備」という。)
 - (8) 再エネ推進交付金実施要領別紙1中2イ(エ)に定める交付要件を満たす事業者用定置用リチウムイオン蓄電システム(以下「事業者用蓄電システム」という。)
 - (9) 再エネ推進交付金実施要領別紙1中2ウ(テ)又は、再エネ推進交付金実施要領別紙2中2エ(ヌ)に定める交付要件を満たす事業者用高効率空調機器(以下「事業者用高効率空調」という。)
 - (10) 再エネ推進交付金実施要領別紙2中2エ(ヌ)に定める交付要件を満たす事業者用高効率照明機器(以下「事業者用高効率照明」という。)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、対象設備を使用しようとする個人又は事業者であって、第2項から第5項までの条件を満たし、前条第1号から第6号に掲げる対象設備については次の第1号を満たす者、前条第7号から第10号に掲げる対象設備については、次の第2号を満たす者とし、別表2に掲げるとおりとする。

- (1) 自ら居住する住宅(新築・共同住宅・併用住宅を含む)に対象設備を購入し、自ら設置しようとする者
- (2) 市内に主たる事務所又は事業所を有している事業者で下記のアからオのいずれにも該当しない者。

ア 国、法人税法別表第一に規定する公共法人

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営

業」を行う事業者

ウ 政治団体

エ 宗教上の組織もしくは団体

オ アからエまでに掲げる者のほか、補助金の主旨・目的に照らして適当でない
いと岡崎市長が判断する者

- 2 岡崎市地産地消再エネ事業者登録要綱で登録された地産地消再エネ事業者が
販売する地産電力メニューを契約する者であり、契約する小売電気事業者に
余剰電力の売電契約をする者であること。
- 3 岡崎市税を滞納していないこと。
- 4 岡崎市暴力団排除条例（平成 23 年岡崎市条例第 31 号）第 2 条第 2 号に規定
する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団
若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 5 岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金の申請を行っていないこと。

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象経費は、別表 3 に掲げる費用（消費税及び地方消費税を除く。）
とし、補助対象事業の実施に際して 2 者以上からの見積り等を比較しているこ
と。

（補助金の額等）

第 6 条 補助金の額は、別表 4 に掲げる額とする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岡崎市脱
炭素先行地域づくり事業費補助金交付申請書に、補助金の交付に必要と認める
書類を添えて、当該年度の 1 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、同一年度内に 1 回に限り行うことができる。
- 3 第 3 条各号に掲げる対象設備については、工事請負契約を締結した日が国の
「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金」及び「脱炭素成長型経済構造移行推
進対策費交付金」交付額にかかる通知到達日以降の場合のみ、第 1 項の規定に
よる提出を行うことができる。
- 4 第 1 項に規定する提出については、窓口への持参又は、郵送によるものとす
る。ただし、郵送による場合、その提出日は窓口へ到達した日とする。
- 5 交付申請の受付は、当該年度の予算の範囲内において先着順に行うものとし、
予算の範囲を超えるときは受付を停止する。ただし、予算を超えることとなっ
た日の受付については、その日に窓口へ提出されたもの及び郵送による到達の

日がその日であるものについて抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その旨を申請者に書面で通知する。

(事業の着手)

第9条の 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定を受けた者」という。)は、その決定の日以降、対象設備の設置工事に着手できるものとする。

(補助事業の変更及び取下げ)

第10条 交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する補助事業の計画を変更しようとするときは、岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助事業変更等申請書(以下「変更等申請書」という。)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付申請額の減額
- (2) 交付申請の取下げ
- (3) 提出した各計画書の内容の変更

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を交付決定を受けた者に書面で通知する。

(地位の承継)

第11条 交付決定を受けた者が、やむを得ない理由により、相続等があったときは、その相続人等が、その地位を承継するものとし、速やかに、岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助事業地位承継申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を相続人等に通知する。

(実績報告)

第12条 交付決定を受けた者が行う実績報告は、当該年度の3月19日までに、岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 前項に規定する提出については、窓口への持参、又は郵送によるものとする。ただし、郵送による場合、その提出日は窓口に到達した日とする。

3 市長は、実績報告書を審査し、補助金の額を確定したときは、その旨を交付

決定を受けた者に書面で通知する。

(補助金の交付)

第 13 条 前条第 3 項の規定により補助金の額の確定を受けた者は、速やかに請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第 14 条 第 12 条第 1 項に規定する実績報告書を提出し、補助金の額の確定を受けた者が、対象設備の法定耐用年数の期間内に当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助事業財産処分承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、岡崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助事業財産処分承認通知書により、補助金の額の確定を受けた者に書面で通知する。

3 市長は、その承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 8 条に規定する補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 交付決定を受けた者が、この要綱に違反したとき。

(2) 第 10 条第 1 項に規定する変更等申請書又は第 12 条第 1 項に規定する実績報告書の提出を、正当な理由なく拒んだとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、その旨を交付決定を受けた者に書面で通知する。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、既に補助金を交付した場合において、第 14 条第 1 項の規定による処分の承認又は前条の規定による取消しをしたときは、補助金の額の確定を受けた者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた年数を法定耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額(1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)の返還を請求するものとする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当する

と認めるときは、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により、当該対象設備を処分するとき。
- (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めるとき。

(現地調査等)

第 17 条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運用を図るため、必要に応じて申請者又は、交付決定を受けた者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(期日の特例)

第 18 条 第 7 条第 1 項及び第 12 条第 1 項に規定する提出期限が閉庁日に当たるときは、その日以後最初に到来する開庁日をもって期限とみなす。

(協力要請)

第 19 条 市長は補助金を交付した者に対し、エリアエネルギーマネジメント、アンケート調査、データ提供等の協力を求めることができる。

2 前項の規定により協力を求められた者は、やむを得ない場合を除き、協力するものとする。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

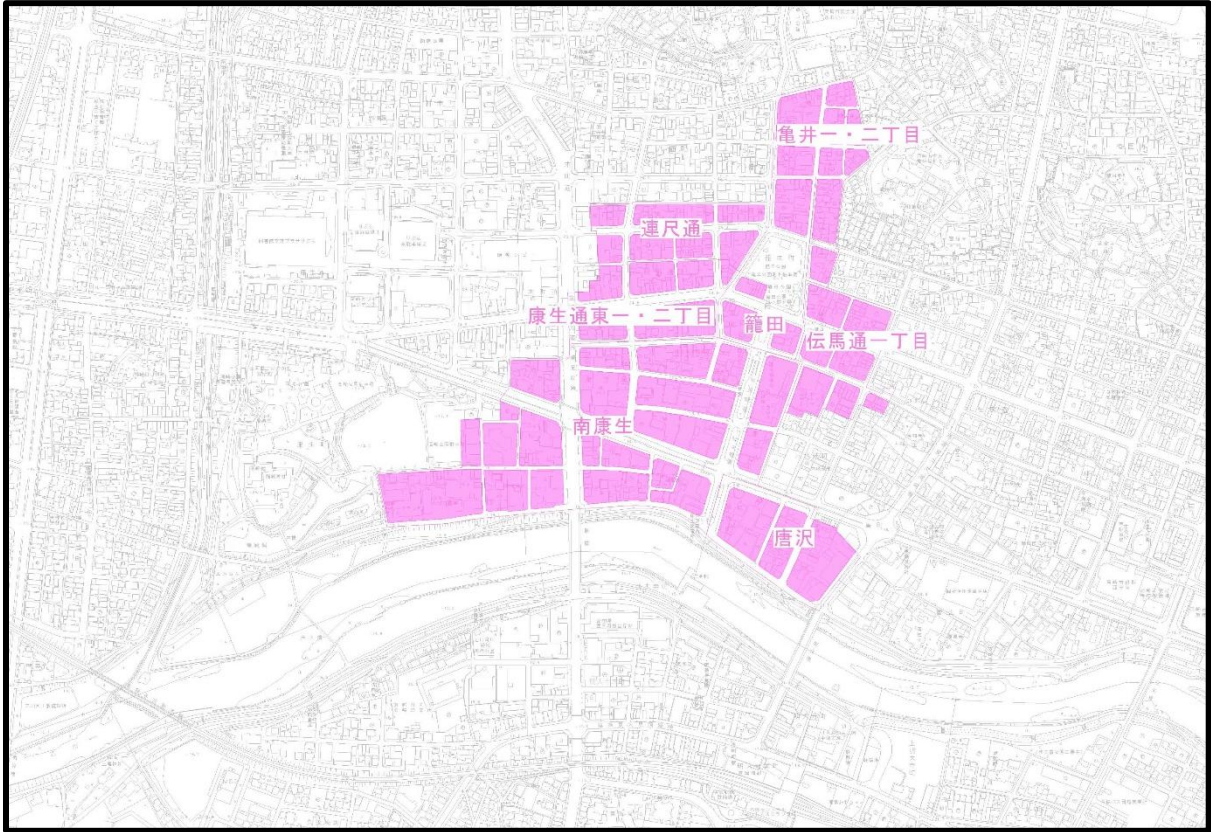
附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、交付申請の取下げ、交付決定の取消し及び補助金の返還については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

図 1



別表 1 (対象設備)

住宅用太陽光発電設備	再エネ推進交付金実施要領別紙 1 中 2 ア(ア)に定める交付要件を満たすこと
住宅用蓄電システム	再エネ推進交付金実施要領別紙 1 中 2 イ(エ)に定める交付要件を満たすこと
住宅用エネマネシステム	GX 実施要領別紙中 2 イ (エ) に定める交付要件を満たし、ECHONET Lite 規格の通信機能を有すること。なお、住宅用エネファームを導入する場合は、エリアエネルギーマネジメントを実施する機能を有する以下の機器に限る 1、Nature 社製 RemoE Remo-3W2
住宅用エネファーム	再エネ推進交付金実施要領別紙 1 中 2 ウ(テ)に定める交付要件を満たし、エリアエネルギーマネジメントを実施する機能を有する以下の機器に限る 1、NT-0722ARS-KBC (FCCS07C2NHJ-)
住宅用高効率空調	再エネ推進交付金実施要領別紙 1 中 2 ウ(テ)に定める交付要件を満たし、国が実施する導入支援に係る補助事業を行う者が指定している高効率空調であり、ECHONET Lite 規格の通信機能を有し、AI 等を活用した見守り機能を有すること
住宅用高効率給湯	再エネ推進交付金実施要領別紙 1 中 2 ウ(テ)に定める交付要件を満たし、国が実施する導入支援に係る補助事業を行う者が指定している高効率給湯であり、かつ、ECHONET Lite 規格の通信機能を有すること
事業者用太陽光発電設備	再エネ推進交付金実施要領別紙 1 中 2 ア(ア)に定める交付要件を満たす事業者用太陽光発電設備
事業者用蓄電システム	再エネ推進交付金実施要領別紙 1 中 2 イ(エ)に定める交付要件を満たす蓄電システム
事業者用高効率空調	再エネ推進交付金実施要領別紙 1 中 2 ウ(テ)に定める交付要件を満たし、国が実施する導入支援に係る補助事業を行う者が指定している高効率空調

別表 2 (補助対象者)

	第 4 条第 1 項 1 号 個人	第 4 条第 1 項 2 号 事業者
住宅用 太陽光発電設備	○	
住宅用 蓄電システム (重点対 策加速化事業加算)	○	
住宅用 エネマネシステム	○	
住宅用 エネファーム	○	
住宅用高効率空調	○	
住宅用高効率給湯	○	
事業者用 太陽光発電設備		○
事業者用 蓄電システム		○
事業者用 高効率空調		○

別表 3 (補助対象経費)

住宅用太陽光発電設備	再エネ推進交付金実施要領別表 1 - 4 ・対象設備に掲げる費用
住宅用蓄電システム	再エネ推進交付金実施要領別表 1 - 4 ・対象設備に掲げる費用
住宅用エネマネシステム	GX 実施要領別表 1 - 3 ・対象設備に掲げる費用
住宅用エネファーム	再エネ推進交付金実施要領別表 1 - 4 ・対象設備に掲げる費用

住宅用高効率空調	再エネ推進交付金実施要領別表1-4・対象設備に掲げる費用
住宅用高効率給湯	再エネ推進交付金実施要領別表1-4・対象設備に掲げる費用
事業者用太陽光発電設備	再エネ推進交付金実施要領別表1-4・対象設備に掲げる費用
事業者用蓄電システム	再エネ推進交付金実施要領別表1-4・対象設備に掲げる費用
事業者用高効率空調	再エネ推進交付金実施要領別表1-4・対象設備に掲げる費用

別表4（補助金の額）

区分	補助額	上限
住宅用太陽光発電設備	補助対象経費の2/3	1,920千円
住宅用蓄電システム	補助対象経費の2/3	2,504千円
住宅用エネマネシステム	補助対象経費の2/3	200千円
住宅用エネファーム	補助対象経費の2/3	1,000千円
住宅用高効率空調	補助対象経費の2/3	200千円
高効率給湯	補助対象経費の2/3	400千円
事業者用太陽光発電	補助対象経費の2/3	3,840千円

電設備		
事業者用蓄電システム	補助対象経費の2 / 3	2,841 千円
事業者用高効率空調	補助対象経費の2 / 3	2,000 千円

※ 補助金の額の算定に当たって、1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。